

高齢者の事例検討（８）

東海社会福祉科学研究所

大 北 秀 雄

事例検討等を行う上で、他制度の内容を少しでも知っていると理解が深まると思います。その中でも特に生活保護制度がその一つだと思いますのでその内容を紹介します。

【公的扶助「生活保護制度」】

公的扶助とは、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その程度に応じた必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助けようとする制度で、我が国では「生活保護制度」として行われています。

なお、諸外国の公的扶助制度としては、社会扶助、所得扶助などと呼ばれるものがあります。

【生活保護を受けるまでの手続き等】

1 生活保護を受ける前に

- ①働ける人は能力に応じて働き、自分の力で生活できるように努めること。
- ②保有する現金や預貯金は生活費にあてること。
- ③生命保険に加入している場合は、原則として解約して返戻金を生活費にあてること。
- ④親・子ども・兄弟姉妹など、民法上の扶養義務のある方からできるだけ援助をうけること。
- ⑤ほかの社会保障制度（傷病手当や失業保険・労災保険・国民年金・厚生年金・児童手当・児童扶養手当など）を受けるものはすべて受けること。
- ⑥自動車の保有は原則認められませんので、処分して生活費にあてること。
- ⑦貴金属で処分価値の高いもの、有価証券などは処分して生活費にあてること。
- ⑧現在居住している建物・宅地については、原則保有が認められますが、それが処分価値の高い場合は売却して生活費にあてること。（ローン付き住宅の保有は認められない）
- ⑨自分が耕作し収益のある田・畑は、保有を認められることがありますが、耕作できない土地については、売却もしくは賃貸して生活費にあてること。
- ⑩山林・原野の保有は原則として認められませんので、処分して生活費にあてること。

2 生活保護を受けるまでの手続き

①相 談

生活に困って生活保護のことをお聞きになりたい方は地域の民生委員または福祉事務所（町村役場）に相談

②申 請

福祉事務所（町村役場）で手続き

③調 査

申請されますと、福祉事務所において必要な調査

④決 定

調査にもとづき、国が決めている基準をもとに計算し、あなたの世帯の最低生活費と収入とを比べて、保護が必要かどうか決定

⑤通 知

・保護が受けられる場合 ―――保護開始決定通知書

・保護が受けられない場合―――保護却下決定通知書

※ 保護が受けられるかどうかは、申請した日から 14 日以内、遅くとも 30 日以内に通知

【被保護者の権利と義務等】

1 社会保障制度

社会保障制度については、社会保障制度審議会の定義が一般的に使われています。

①狭義の社会保障

公的扶助＋社会福祉＋社会保険＋公衆衛生及び医療

②広義の社会保障

公的扶助＋社会福祉＋社会保険＋公衆衛生及び医療

＋恩給＋戦争犠牲者援護

③関連制度

住宅対策＋雇用対策

2 被保護者の権利と義務

保護は最低生活の維持のための給付であり、その費用は国民の税金で賄われています。

被保護者には、特別の権利が与えられている一方、義務も課せられています

(1) 被保護者の権利

①不利益変更の禁止 (法第 56 条)

②公課禁止 (法第 57 条)

③差押禁止 (法第 58 条)

(2) 被保護者の義務

①譲渡禁止 (法第 59 条)

②生活上の義務 (法第 60 条)

③届出の義務 (法第 61 条)

④指示に従う義務 (法第 62 条)

3 保護の費用の返還と徴収

①資金がありながら保護を受けた場合の費用の返還 (法第 63 条)

②不正受給の費用徴収と罰則 (法第 78 条) (法第 85 条)

③扶養義務者からの費用の徴収 (法第 77 条)

4 行政上の不服申立て

- ① 県知事への不服申立て (審査請求) (法第 64 条)
- ② 厚生労働大臣への不服申立て (再審査請求) (法第 66 条)

【介護扶助】

1 介護扶助の創設

介護保険法の施行に伴い、平成 12 年度から、生活保護受給者への最低生活保障の内容として、介護扶助が創設されました。このため、保護の種類は、① 生活扶助、② 教育扶助、③ 住宅扶助、④ 医療扶助、⑤ 介護扶助、⑥ 出産扶助、⑦ 生業扶助、⑧ 葬祭扶助、の 8 種類となりました。

- ・ 介護扶助は、介護保険の給付対象となる介護サービスと原則同範囲のものを生活保護法により指定された指定介護機関から現物給付します。

2 生活保護の被保護者と介護保険の被保険者の関係

介護保険法による被保険者は、市町村の区域内に住所を有する 65 歳以上の者（1 号被保険者）と 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者（2 号被保険者）とされており、被保護者もこの受給要件に該当する限りにおいて介護保険の被保険者となります。

（被保護者の場合、国民健康保険の適用除外であるため、40 歳以上 65 歳未満の被保護者の大多数は介護保険の被保険者とはなりません。）

	65 歳以上の被保護者	40 歳以上 65 歳未満の被保護者
医療保険の被保険者	(第 1 号被保険者)	(第 2 号被保険者)
医療保険未加入者	(第 1 号被保険者)	介護保険の被保険者以外の者

3 介護保険の保険料と生活保護の対応

1 号被保険者の保険料は、保険者である市町村が決定し、特別徴収又は普通徴収により納付します。2 号被保険者の保険料は、医療保険者が医療保険料と併せ徴収し、介護保険者へ納入します。

4 介護保険の保険料と生活保護の対応

1 号被保険者の保険料は、保険者である市町村が決定し、特別徴収又は普通徴収により納付します。2 号被保険者の保険料は、医療保険者が医療保険料と併せ徴収し、介護保険者へ納入します。

- 1 号被保険者普通徴収 : 生活扶助に保険料分を加算します。
- 2 号被保険者 : 勤労収入から保険料分を控除します。
- 被保険者以外の者 : 介護保険に加入できないため保険料を納付する必要はありません。

4 ケアプランの作成

要介護認定結果に基づきケアプランを作成の上、介護サービスを受けることとなりますが、被保護者の場合、ケアプランの作成に当たっては、居宅介護支援事業者に作成を委託することとなります。原則として自己作成のケアプランは認められません。

- ①介護保険の被保険者である被保護者については、介護保険によりケアプラン作成をします。このケアプラン作成に要する費用は介護保険で負担します。
- ② 被保険者以外の被保護者については、ケアプラン作成を居宅介護支援事業者に作成を委託します。このケアプラン作成に要する費用は生活保護で負担します。

5 介護サービス費用

介護保険による介護サービスを受けた場合、サービス費用の1割及び食事標準額を利用者負担として負担しなければなりません。

- ①介護保険の被保険者である被保護者については、1割負担分及び食事標準負担分を生活保護で負担します。
- ③ 被保険者以外の被保護者については、保険給付がないため、サービス費用全額を生活保護で負担します。

6 介護扶助の申請

- ①被保護者以外の者の介護扶助の申請（保護開始申請）

被保護者以外の者が介護扶助を申請する場合、保護開始申請書に一般的記載事項のほか、介護保険被保険者の資格の有無を記載し、被保険者証の写し、ケアプラン（サービス利用票及び居宅介護サービス区分給付限度額管理計算書）を添付の上、申請することとなります。

- ②被保護者の介護扶助の申請（保護変更申請）

被保護者が介護扶助を申請する場合は、保護変更申請書に所要事項を記載の上、申請することとなります。この場合既に要介護認定を受け、ケアプランを作成している場合は、ケアプランの写しを添付します。